

2 B社

(妊娠中の通院等)

第 条 妊娠中及び出産後1年以内の女性が健康診査等を受けるために通院する場合、必要時間の遅刻、早退、離席を認める。通院のため出社不能の場合は本人の請求により、特別休暇の取得を認める。

(通勤緩和の措置)

第 条 妊娠中の女性が、通勤時の混雑が母体の負担になる場合は、本人の請求により始業時間を30分繰下げ、終業時間を30分繰上げを認める。

ただし、本人の請求により合計1日1時間以内を限度として繰下げまたは繰上げ時間の調整を認める。

さらに、医師等による具体的な指導がある場合は、その指導事項が守られるよう、始業時刻及び終業時刻の変更を認める。

(休憩の措置)

第 条 妊娠中の女性が、勤務中、業務を負担に感じる場合は、本人の請求により適宜休憩することを認める。

(妊娠中及び産後の症状等に対応する措置)

第 条 妊娠中及び出産後1年以内の女性が、身体に何らかの症状又は症状が発生するおそれがあるとして、医師又は助産師からの指導を受けた場合は、本人の請求により「母性健康管理指導事項連絡カード」に基づきその指導事項が守れるよう、業務内容の軽減、勤務時間の短縮等を認める。

また、休業が必要な場合には、特別休暇の取得を認める。

(措置中の待遇)

第 条 第 条から第 条までの措置のうち、通院時間、勤務時間の短縮及び休業の措置中の賃

金の取扱いは、
$$\left. \begin{array}{l} \text{有給} \\ \text{\%有給} \\ \text{無給} \end{array} \right\} \text{とする。}$$

ただし、第 条の妊娠中及び産後の症状に対応する措置として、 日以上の特例休暇を取る場合は、 日目以降の賃金は、疾病休暇と同じ扱いとする。